

別表1

| 事業名 | 事業者等名 | 補助対象経費 | 補助率 |
|-----------------------|------------------------------|--|--|
| 被災地域医療寄附講座支援事業 | 公立大学法人 福島県立医科大学 | 相双医療圏又はいわき医療圏内の病院又は診療所（※1）に常勤医師の派遣を行う寄附講座を運営するために必要な次の経費 (1) 常勤で派遣される医師の人工費 (2) 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等 | (1) 10/10以内 (2) 2/3以内 |
| 臨床研究イノベーションセンター医師派遣事業 | 公立大学法人 福島県立医科大学 | 福島県立医科大学に設置される臨床研究イノベーションセンターから県内医療機関へ診療支援のため派遣される医師の人工費及び臨床研究イノベーションセンターの運営等に必要な人工費、旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等 | 10/10以内 |
| 地域医療等支援教員増員事業 | 公立大学法人 福島県立医科大学 | 相双医療圏への支援を目的として増員する地域医療等支援教員の配置に必要な人工費 | 10/10以内 |
| 寄附講座設置支援事業 | 単独の市町村又は、複数の市町村で構成される一部事務組合等 | 地域医療の研究と地域の医療機関の支援を目的に県外の大学に寄附講座を設置し、県内の公的又は中核的医療機関に対し、常勤又は非常勤医師を派遣するために必要な寄附金等 | 10/10以内 |
| 双葉地域等公立診療所支援教員増員事業 | 公立大学法人 福島県立医科大学 | 双葉地域等の公立診療所への支援を目的として増員する医療等支援教員の配置に必要な人工費 | 10/10以内 |
| 被災地域医療支援事業 | 独立行政法人 国立病院機構 本部 | 県外からの医療支援と県内医療機関とのマッチングや被災地域の保健医療活動等をするために必要な次の経費 (1) 人工費 (2) 賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等 | (1) について 1/2以内 (2) について 10/10以内 |

| 事業名 | 事業者等名 | 補助対象経費 | 補助率 |
|----------------|--|--|---|
| 近隣地域医療提供体制整備事業 | 1 相馬地域等の医療機関 2 浜通り地方の医療機関 3 浜通り地方の医療機関 | <p>避難地域の住民を含む新規透析患者の受け入れるためや、周産期医療、救急医療、手術室の機能強化に必要な経費を支援し、近隣地域の医療提供体制の充実を図る。</p> <p>1 透析医療 (1)透析医療（人工透析）の機能強化に必要な施設・設備整備等 基準額：透析機器7,020千円/台 (2)透析医療（人工透析）の効率化のために受ける技術指導料等 基準額：9,000千円 (3)透析患者の受入枠拡大のため、県外の医療機関から転入等により、雇用する臨床工学技士等の人件費等 (4)県内外から臨床工学技士等医療支援を受ける場合に、当該病院等が当該医療従事者へ支払う報償費、旅費等 (5)雇用する臨床工学技士等医療従事者の代わりに研修を受けさせるため等に、追加的に必要となる人件費等 ※(3)～(5)について、別に補助基準額を定める</p> <p>2 周産期医療 周産期医療の機能強化に必要な施設・設備整備等 基準額：10,000千円</p> <p>3 救急医療機能強化・連携体制構築 (1)救急医療機能強化・連携体制構築に必要な施設整備等 基準額：10,000千円 (2)救急医療機能強化・連携体制構築に必要な設備整備等 基準額：9,000千円</p> | 1 (1)1/2以内 (2)2/3以内 (3)2/3以内 (4)1/2以内 (5)1/2以内 2 1/2以内 3 (1)1/2以内 (2)1/2以内 |

※1 医療法第30条の4第2項第12号に基づき福島県医療計画に定める相双医療圏又はいわき医療圏の区域に所在する医療法第1条の5第1項に定める病院又は同条第2項に定める診療所をいう。